

平成30年度事業運営方針

平成29年度は、社会福祉法人制度の改革に伴う改正社会福祉法に基づき、新たな役員体制（評議員・理事・監事）の下、法人運営に取り組んでまいりました。また、市役所第三庁舎取壊しに伴うにいざ生活支援センターの移転につきましては、無事に完了し、業務等に支障なく運営することができております。

平成30年4月1日に施行されます障害者総合支援法の改正への対応についてですが、主な改正内容は、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものであり、特に当法人に関連のある新たな事業として「自立生活援助事業」及び「就労定着支援事業」が設けられました。新たな事業の詳細や市の具体的な対応については、未だ明確になっておりませんが、当法人といたしましては、関連性が深い事業となりますので、今後明らかになります事業内容や指定基準を精査した上で、これら事業の指定を目指してまいりたいと存じます。

また、法改正に併せまして、障害福祉サービス等報酬の改定が行われ、当法人の実施事業に係るものについては、まず、就労移行支援事業の基本報酬は、利用者の一般就労移行後の定着実績に基づくものになり、具体的には、就労後6か月以上定着した割合に応じた区分により、就労継続支援B型事業の基本報酬は、目標工賃達成加算を廃止して前年度の平均工賃額に応じた区分により、それぞれ単位数が決定されることとなります。さらに、計画相談支援事業は、相談支援専門員1人当たりの標準担当件数が設定されるとともに、質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するなどの多様な加算が新たに設定されました。現時点で把握できるこれらの改定内容を踏まえ、当初予算を編成したところであります。

これらの改定による影響を踏まえますと、将来とも報酬額の増は期待できないものでありますことから、当法人が発展するためには、新たな事業への展開はもとより、利用者の確保及び利用率の向上を図っていく必要があります。そのため、平成30年度の事業運営のスローガンに「相談業務と連携し利用者を確保するとともに、利用者の通所しやすい施設づくりで利用率を向上しよう！」を掲げ、分かりやすい施設パンフレットの作成や利用者の状況に応じたきめ細やかな支援の実施など、全職員の共通認識の下、取り組んでまいりたいと考えております。

第2次中期経営計画については、平成30年度は5か年計画の3年目に当たり

ます。平成29年度は、研修体系の確立と職員待遇改善に取り組みましたほか、BCP（事業継続計画）の策定に着手いたしました。BCPにつきましては、今後、各業務の事業継続の優先度を検討するとともに、現行の危機管理マニュアル及び非常災害対策計画との整合性を踏まえ、平成30年度の早い時期に完成させたいと考えております。平成30年度の事業といたしましては、第三者評価の受審検討については、公表されている第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を実施し、将来の受審に向けた検討を行います。また、業務の効率化と職員の負担軽減を図るため、事務の標準化の推進に取り組んでまいります。また、地域公益活動の推進については、具体的な地域公益活動の内容検討を掲げておりますが、現在、厚生労働省は地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」という概念を掲げており、社会福祉法人がその担い手として組み込まれている状況です。この事業は、市町村が実施主体となりますので、市の動向や進捗状況を踏まえ、検討してまいります。

平成30年度は、第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の初年度に当たります。当法人では、新座市障がい者施策委員会及び新座市地域自立支援協議会を通じて、計画策定に参画してまいりました。法人といたしましては、市計画の実現に向けて可能な限り協力するとともに、共同生活援助（グループホーム）や基幹相談支援センターの整備など、法人事業に關係する事項について、その動向を注視してまいります。

また、社会福祉法人への寄附金の税額控除制度についてですが、実績判定期間の最終年度である平成29年度末日時点で、税額控除対象社会福祉法人の指定要件を満たしますので、平成30年度の初頭に指定申請を行う予定としております。当該指定を得られましたら、その旨を会報これからやホームページ、後援会事業等を活用してPRに努めてまいり所存です。

平成30年度につきましては、障害者総合支援法の改正により障がい者の地域生活への支援が充実されるとともに、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、具体的な取組が行われるものと考えられます。

法人にいざといたしましては、職員一人ひとりが法人を取り巻く現状を理解するとともに、評議員、理事等の皆さまを始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆さまへの適切な支援を第一として、法人にいざの更なる発展を目指し、事業の運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
職員配置 事務長 常勤兼務 1人 (B型と兼務)
事務主事 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。

② 障害者総合支援法の一部改正及び障害福祉サービス等報酬改定への対応

平成30年4月1日に施行される障害者総合支援法の一部改正では、障がい者の望む地域生活支援を実現するため、新たに「就労定着支援事業」及び「自立生活援助支援事業」が設けられることとなりましたので、これら事業の指定を目指します。また、併せて実施される報酬改定については、新たな考え方に基づき報酬が算定され、施設運営が行われることとなりますので、改定の趣旨を的確に捉え、その対応を図ります。

③ 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

④ BCP（事業継続計画）の策定

大地震など大規模災害の発生時において法人事業を継続するため、あらかじめ有事の連絡体制や職員の勤務、利用者や近隣者への援助、業務の優先順位などの対応を定めるため、BCP（事業継続計画）を策定します。策定に当たっては、既存の非常災害対策計画と危機管理マニュアルとの整合性を図り、これらの統合について検討します。

⑤ 税額控除制度の指定申請

平成23年度の税制改正によって、税額控除対象社会福祉法人指定の要件(3,000円以上の寄附金を支出した者が、実績判定期間(5年間)で平均して年に100人以上いること等)を満たせば、寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できるようになりました。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものとなります。当法人では、この指定に向けて平成25年度から取り組んでまいりましたが、平成29年度末をもって、実績判定期間が満了しましたので、指定申請を行います。

⑥ 法人施設の利用定員の拡大

前年度に引き続き、利用者数の動向を見据えつつ、既存施設の定員増について検討・調査を行います。

⑦ グループホームの整備検討

平成30年度に実施される障害者総合支援法の一部改正や新座市の第5次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画等の策定を踏まえ、国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。

⑧ 自主製品等の販売施設の整備

前年度に引き続き、販売機会の拡大につながるよう、整備を検討し、市行政と調整します。

⑨ P R業務の充実

前年度に引き続き、広報誌、ホームページ、インターネットを使った宣伝媒体などP R業務の充実を図ります。また、前年度から行っている施設のパンフレットの見直しを踏まえ、施設を利用する方に対するわかりやすいパンフレットを作成します。

⑩ コンピュータセキュリティの向上等情報管理の強化

前年度に引き続き、コンピュータセキュリティの向上については外部環境の変化を注視しつつ、向上に努めます。同じく、共有ファイルの運用ルールや利用者のコンピュータ利用環境について、隨時、見直しを行い、情報管理の強化に努めます。

⑪ 後援会との連携

後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実を促進します。

⑫ 第三者評価の受審検討

法人の提供サービスの質の向上、健全経営の実現、信頼向上につながる第三者評価について、公表されている第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を実施し、受審に向けた取組に着手します。

⑬ 事務の標準化の推進

業務の効率化と職員の負担軽減を図り、調和のとれた良質のサービス向上に資するため、統一化が可能な定期的・定型的事務については、様式等の標準化・事務のマニュアル化を進めます。

また、円滑な事務処理が行えるよう、文書ファイルの整理や回議ルールの設定など法人内の文書管理システムを構築します。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成23年4月1日

定 員 10名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員1人（常勤） 職業指導員0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）

就労支援員1人（常勤）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSSTを行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取り組み内容を明確にして支援します。
- ・職場見学により就労についてのイメージを膨らますことができるよう支援します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労先や実習先企業の開拓

近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑥ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布します。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い居場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑦ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上に繋げます。

⑧ 昼食サービスの他施設利用者への提供

平成 29 年度は利用者が少ない状況で経過したため、平成 30 年度も月 1 回の提供を続けながら、今後の在り方について検討します。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 新事業「就労定着支援事業」の指定

障害者総合支援法の一部改正で新たに設けられる「就労定着支援事業」について、就労移行支援事業所等を利用して一般就労に繋がった障がい者の安定した就労の継続を支援するという事業内容が、当施設が従来から行ってきた支援と関連が深いことから、当該事業の指定について取り組みます。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援 B型事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成23年4月1日

定 員 30名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員 4人（常勤4人（但し、内1人は常勤換算1.0人の臨時職員）

職業指導員 2.45人（常勤1人・非常勤2人）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各自の力を発揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた課題の検討を進めます。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ グループワークの実施

利用者の希望や課題に沿ってグループを作り、特定の課題について学ぶことを目的としたグループワークを行います。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。

- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑥ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布します。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い居場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑦ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上に繋げます。

⑩ 昼食サービスの他施設利用者への提供

平成29年度は利用者が少ない状況で経過したため、平成30年度も月1回の提供を続けながら、今後の在り方について検討します。

⑪ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者 1 人（常勤・移行及びB型と兼務）
相談支援専門員 1 人（常勤・移行と兼務）

精神障害者の地域生活と社会活動を支えるため、精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課、などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地	新座市大和田 4-1 6-40
定員	10人
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時50分～午後3時50分
職員配置	施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務） 指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作、公園清掃を行います。
- ・創作的活動として文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等に参加します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ストレッチ体操」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流を目的として、社会の一員として自覚を促せるよう、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等、生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の継続実施と商品の改良や新製品の開発・販売によって地域の方々に各施設を知りていただく機会を増やすとともに、売り上げ増を図ることによって、利用者に対し収入増(工賃の増額)という形で還元します。

また、自主製品の販売機会拡充を目的として、福祉工房楓の敷地内において「自主

「製品販売会」を実施します。

⑤ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上に繋げます。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 28人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前10時00分～午後4時00分
職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）
指導員 5.9人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤3人）
(兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務)

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクレーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・生産的活動については利用者のニーズを見極め、実施について検討します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会
 - 社会的入院者の退院支援
 - SST（社会生活技能訓練）の実施
 - SFA（社会生活力プログラム）の実施
 - ピアカウンセリングセミナーの実施及びピアサポート事業の検討
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの受入れ
 - プログラム講師ボランティアの受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座やヘルパー対象の勉強会等、精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、幻聴・妄想の集いを継続します。新たな集いとして、そういうつの集いを2ヶ月に1回実施します。また、広報を積極的に行い、参加者の増加を目指します。さらに、新規の集いも企画し、実施ができるかを検討していきます。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

にいざ生活支援センターが新座市から受託している障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。平成30年度はこれまでの企画内容や実績を点検し、より多くの方々に啓発ができるよう実施をします。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、定例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者 1 人（常勤・相談支援室と兼務）
相談支援専門員 常勤兼務 5 人 非常勤兼務 1 人
地域移行支援・定着支援担当者 常勤兼務 1 人 非常勤兼務 1 人
(兼務は全て、地域活動支援センターと兼務)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び医療機関関連のある諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に 1 回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し 24 時間

対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員を対象に自立支援協議会部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

④ 新事業「自立生活援助事業」の指定

障害者総合支援法の一部改正で新たに設けられる「自立生活援助事業」について、入院・入所中の精神障がい者で一人暮らしを希望する（又はすでに退院・退所し、一人暮らしを行っている）精神障がい者の地域における支援を行う事業内容が、当施設が従来から行ってきた支援と関連が深いことから、当該事業の指定について取り組みます。

⑤ 新座市地域自立支援協議会との連携

精神障がい者の支援を的確に推進するため、新座市地域自立支援協議会に積極的に参加し、相談支援体制の整備等に協力します。

⑥ 他の障がいに関わる相談支援への対応検討

当法人内にも知的・身体の障がいを併せ持つ利用者がいるため、今後相談内容が多岐にわたることが考えられます。これらの相談に的確に対応するため、他の障がいに係る研修等に参加し、相談支援の充実を図ります。